

虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方)

第1条 一般社団法人こども未来共生会 鴨川事業部 こども発達支援センター鴨川そらいろ（以下、「事業所」という。）は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、障害者及び障害児（以下、「利用者」という。）に生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、虐待防止宣言の遵守のもと、利用者に寄り添ったサービスを提供していく。

2 法人は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- (3) 身体拘束を許容する考え方はしない
- (4) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- (5) 利用者の人権を最優先にする
- (6) やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う
- (7) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

(虐待防止委員会に関する事項)

第2条 事業所は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員会は、年2回以上、定期的開催し、次のことを検討、協議する。

(1) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が適切な手続き、方法で行われているかを確認する。

(2) 法人及び各事業所の研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する

3 虐待防止委員会で検討した結果については、従業員に周知徹底をする。

4 虐待防止委員会は、管理者、虐待防止責任者等で構成する。

(虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針)

第3条 事業所は、虐待・身体拘束防止、権利擁護等の研修を定期的実施する。社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第4条 身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されている場合に限る。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

以下の3要件をすべて満たすことを検討、確認し記録する。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

第5条 利用者本人又は、他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等

を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行う時には、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他の必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交する。

③ 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告する。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和5年11月1日より施行する。